

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく

ジャパオン!





# 子ども・子育て支援新制度は、 「量」と「質」の両面から 子育てを社会全体で支えます。



## 消費税率引き上げによる増収分を活用します

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月にスタートしました。

この新制度の実施のために、消費税率引き上げによる増収分が活用されます。貴重な財源を活かして、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えます。



## もっとも身近な市町村が中心となって進めます

市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。

都道府県や国は、こうした市町村の取組を制度面、財政面から支えます。



## 企業による子育て支援も応援します 平成28年度創設

「仕事・子育て両立支援事業」を創設し、企業等からの事業主拠出金を財源として、事業所内保育の整備やベビーシッター派遣サービスの利用を促進します。



## 支援の量を拡充！

必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指します。

- 子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意。  
教育・保育や子育て支援の選択肢を増やします。(地域の実情により異なります)
- 1人目はもちろん、2人目、3人目も安心して子育てできるように、  
待機児童の解消に向け教育・保育の受け皿を増やします。

## 支援の質を向上！

子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指します。

たとえば・・・

### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善

- 子どもたちにより目が行き届くように、  
職員1人が担当する子どもの数を改善します。

( 3歳の子どもと職員の割合を、  
従来の20人に対して1人から、  
15人に対して1人にする など )

### 幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員の処遇改善

- 職員の処遇改善を行い、職場への定着  
及び質の高い人材の確保を目指します。

( 職員の給与を増やしたり、研修  
を充実するなどキャリアアップ  
の取組を推進する など )

※児童養護施設など、社会的な養護を必要とする子どもたちが生活する施設などの改善にも消費税が使われます。

## NEW 仕事・子育て両立支援 平成28年度創設

従業員が働きながら子育てしやすいように環境を整えて、離職の防止、  
就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援します。

- ・企業主導型保育事業  
従業員のための保育施設の設置・運営の費用を助成します。  
※週2日程度の就労や夜間、休日勤務など、従業員の多様な働き方にも対応できます。
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
残業や夜勤等でベビーシッターを利用した際に、費用の補助を受けることができます。





## 新制度で増える教育・保育の場

地域の実情に応じて「認定こども園」の普及を図ります。

また、新たに「地域型保育」ができました。

### 幼稚園

3～5さい



小学校以降の教育の基礎をつくるための  
幼児期の教育を行う学校

#### 利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、  
園により午後や土曜日、夏休みなどの  
長期休業中の預かり保育などを実施。

#### 利用できる保護者

制限なし。

### 認定こども園

0～5さい



幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、  
地域の子育て支援も行う施設

0～2さい

#### 利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

#### 利用できる保護者

共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

3～5さい

#### 利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする  
場合は夕方までの保育を実施。  
園により延長保育も実施。

#### 利用できる保護者

制限なし。

2つの  
ポイント

①

3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく  
教育・保育を一緒に受けます。保護者の就労状況が変わっても、  
通いなれた園を継続して利用できます。

②

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、  
子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

## 保育所

0~5さい



### 就労などのため家庭で保育のできない 保護者に代わって保育する施設

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

NEW

## 地域型保育

0~2さい



### 保育所(原則20人以上)より少人数の単位で、 0~2歳の子どもを保育する事業

**利用時間** 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

**利用できる保護者** 共働き世帯、親族の介護などの事情で、  
家庭で保育のできない保護者。▶06ページ参照

※地域型保育では、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設  
(保育所、幼稚園、認定こども園)が設定されます。

4つの  
タイプ



#### ① 家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、  
少人数(定員5人以下)を  
対象にきめ細かな保育を行います。

②

#### 小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、  
家庭的保育に近い雰囲気のもと、  
きめ細かな保育を行います。

③

#### 事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、  
従業員の子とも地域の子ともを  
一緒に保育します。

④

#### 居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが  
必要な場合や、施設が無くなった地域で  
保育を維持する必要がある場合などに、  
保護者の自宅で1対1で保育を行います。

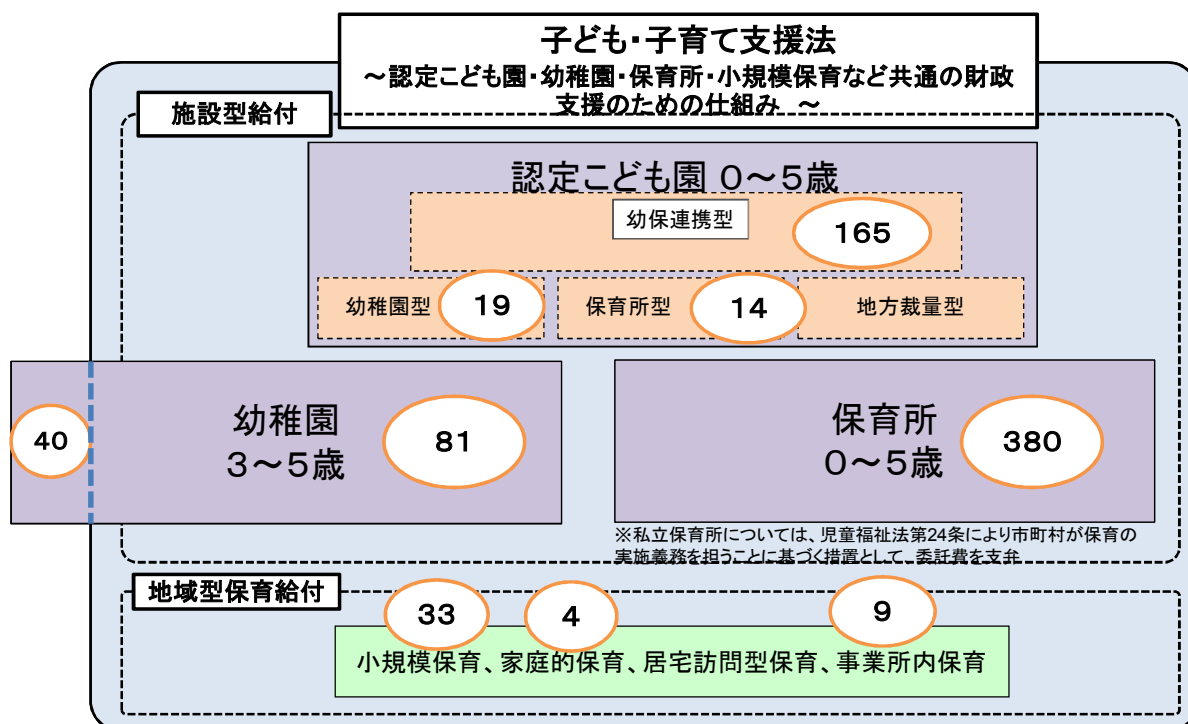
# 県における現状

## 1 認定こども園等の状況

施設種別	H29.4.1 施設数 (A)	H30.4.1 施設数 (B)	施設数 増減 (B)-(A)	
認定こども園	156	198	42	
幼保連携型	125	165	40	
幼稚園型	18	19	1	
保育所型	13	14	1	
地方裁量型	0	0	0	
認定こども園でない幼稚園	130	121	-9	
認定こども園でない保育所	410	380	-30	
地域型 保育 事業	小規模保育	27	33	6
	家庭的保育	3	4	1
	事業所内保育	8	9	1
	居宅訪問型保育	0	0	0

(注)上記施設数には、分園は含まない。

H30.4.1現在





## 2 保育所等の待機児童数の推移

### 【待機児童の定義(厚生労働省)】

#### ○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

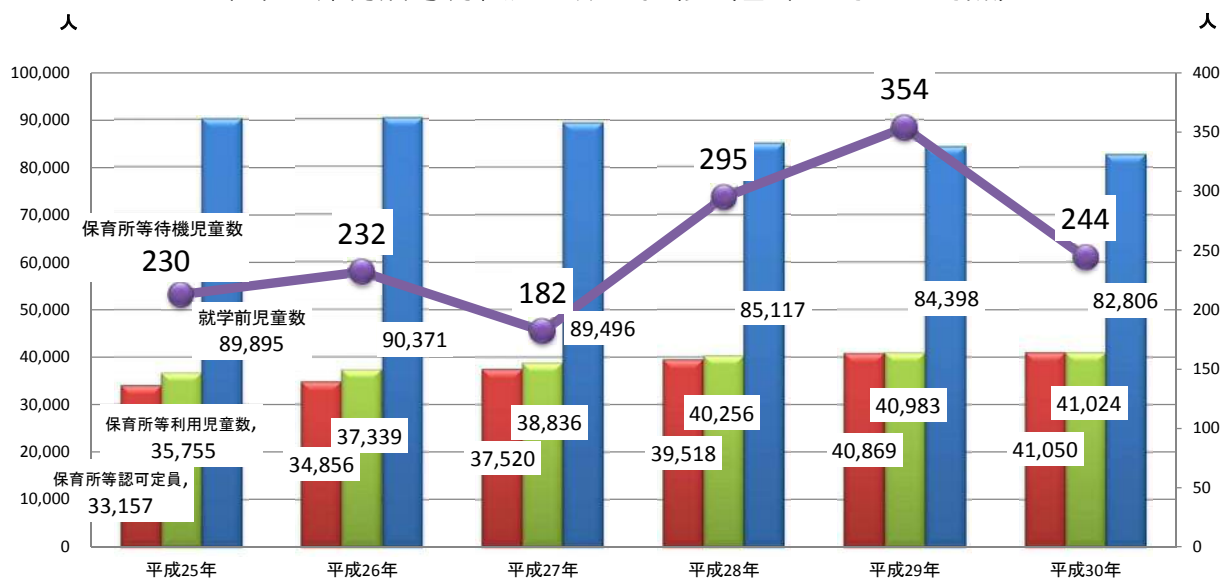
#### ▶ 利用施設

: 特定教育保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕

: 地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

: 企業主導型保育事業

本県の保育所等待機児童数の推移(各年4月1日時点)



(注1)平成27年以降の認可定員及び利用児童数は、保育所、認定こども園(2・3号)、地域型保育事業の数値  
 (注2)就学前児童数は、前年10月1日現在の鹿児島県年齢別人口推計結果